

オンライン資格確認原則義務化の 経過措置について

～経過措置の届出は令和5年3月末まで～

【医療機関・薬局の皆さまへ】

令和5年2月21日
厚生労働省 保険局

ご質問/ご感想について

- 動画視聴後、気になることがあれば質問フォームへご投稿ください。
- ご質問は、YouTube動画画面下部のタイトルの下にあるURLから「質問フォーム」へアクセスし、必要事項を記入の上、送信ください。
- ご質問の際は、医療機関・薬局名を記載いただきます。

※多くいただいた質問については、後日医療機関等向けポータルサイトの義務化特設ページにQAとして掲載する予定です。



【質問フォーム】 ※別のページが開きます

「オンライン資格確認の原則義務化の経過措置に係る説明動画」に関するアンケート

この度は厚生労働省による説明動画「オンライン資格確認の原則義務化の経過措置に係る説明動画」をご観いただき、ありがとうございます。今後の改善に役立てるため、アンケートへのご協力をお願いいたします。

貴施設の情報をお教え下さい。*

- 病院
- 医科診療所
- 歯科診療所
- 薬局
- 医療機関等システム事業者

② 医療機関・薬局名と質問を記入し、「送信」ボタンを押してください。

01

オンライン資格確認について、令和5年4月から
導入が原則として義務付けられることになりました



シカク君

「オンライン資格確認」に関する取組について

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、
8月10日の中央社会保険医療協議会（中医協）において、答申・公表。

① **保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入を原則義務化**（療養担当規則等(省令)改正。令和5年4月施行）

※ 例外：「現在紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局」（全体の約4%）
（電子請求の義務化時点で65歳以上*・手書き請求） *75歳以上程度の医師

② **医療情報化支援基金による医療機関・薬局向け補助の拡充**（中医協で公表）

※ 診療所等に対する定額補助の実施及び病院に対する補助上限の引き上げ

③ **診療報酬上の加算の取扱いの見直し**（令和4年10月から施行）

※ 今般の医療DXの基盤となるオンライン資格確認の義務化を踏まえ、オンライン資格確認導入に伴う医療の質の向上を評価する新たな仕組みに改める。

※ マイナ保険証利用時には、利用しない場合よりも、患者負担が小さくなる仕組みとする。

中医協の答申書の附帯意見（令和4年8月10日）

- 1 関係者それぞれが令和5年4月からのオンライン資格確認の導入の原則義務化に向けて取組を加速させること。その上で、令和4年末頃の導入の状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討を行うこと。
- 2 今回新設された医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関し、その評価の在り方について、算定状況や導入状況も踏まえつつ、患者・国民の声をよく聴き、取得した医療情報の活用による医療の質の向上の状況について調査・検証を行うとともに、課題が把握された場合には速やかに対応を検討すること。
- 3 オンライン資格確認を医療DXの基盤として、今後、患者の同意の下でいかなることができる患者の健康・医療情報が拡大し、さらに安心・安全でより良い医療が受けられる環境が整備されていくということが、患者・国民に広く浸透するよう、関係者が連携して周知を図っていくこと。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化（保険証の廃止）

- マイナンバーカードは、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラ。このインフラを活用し、国民にマイナンバーカード1枚で受診していただくことで、健康・医療に関する多くのデータに基づいた、よりよい医療を受けていただけることが可能となる。
- **「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、令和6年秋に保険証の廃止を目指す。**
- 保険証の廃止に向けては、細部にわたりきめ細かく環境を整備する必要がある。また、医療を受ける国民、医療を提供する医療機関関係者などの理解が得られるよう、丁寧に取り組んでいく。
- 具体的に、以下2つの課題に取り組む。

1. 訪問診療・柔整あはき等にオンライン資格確認を導入

- 訪問診療等の居宅における資格確認の仕組みの構築。
- 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術所等に資格情報のみを取得できる簡素な仕組みの構築。

（オンライン資格確認義務化の例外医療機関等について、簡素な仕組みを導入し、必要な資格確認を行える方向で検討。）

⇒ 事業者のシステム改修及び利用機器の導入支援（173億円）、支払基金・国保中央会のオンライン資格確認等システムの改修（51億円）、保険者等のシステム改修（56億円）を実施。

※上記の予算は、厚生労働省において第二次補正予算に計上。

2. マイナンバーカードの取得の徹底

- 保険証の廃止に当たっては、マイナンバーカード取得の徹底に加え、カードの手続き・様式の見直しの検討が必要。

※ 何らかの事情により手元にマイナンバーカードがない方が必要な保険診療等を受ける際の事務手続などについては、今後「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において検討を進める。

02

令和4年度末時点でやむを得ない事情がある
医療機関・薬局は
期限付きの経過措置を設けることになりました



シカク君

原則義務化の経過措置

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）	<p style="text-align: center;">システム整備が完了する日まで （遅くとも令和5年9月末まで）</p> <p>※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和5年9月末事業完了まで継続</p>
(2) オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）	<p style="text-align: center;">オン資に接続可能な光回線のネットワークが 整備されてから6ヶ月後まで</p> <p>※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和6年3月末事業完了まで継続</p>
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	<p style="text-align: center;">訪問診療のオン資（居宅同意取得型）の 運用開始（令和6年4月）まで</p> <p>※ 訪問診療等におけるオン資の導入に係る財政支援は、令和6年3月末補助交付まで実施</p>
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局	<p style="text-align: center;">改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで</p> <p>※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象</p>
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局	<p style="text-align: center;">廃止・休止まで （遅くとも令和6年秋まで）</p> <p>※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象</p>
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ※ 例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できるか個別判断	<p style="text-align: center;">特に困難な事情が解消されるまで</p> <p>※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象</p>

※上記のほか、患者から電子資格確認を求められた場合に応じる義務について、訪問診療等・オンライン診療の場合の経過措置（居宅同意取得型の運用開始（令和6年4月）まで）を設ける。

医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置

- 医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について、**(1) 初診時・調剤時の評価を見直す**とともに、**(2) 再診時についても新たに評価**を行う特例措置を講ずる。
- また、あわせてオンライン請求を更に普及する観点から、**(3) 当該加算の算定要件を見直す**特例措置を講ずることとする。
- これらの特例措置を**令和5年4月から12月まで(9か月間) 時限的に適用**する。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

※ 本加算で、医療機関・薬局に求められる取組・体制は、次ページ

(1) 初診時・調剤時の加算の特例

施設基準を満たす保険医療機関・保険薬局において、初診又は調剤を行った場合における評価の特例

・初診料(医科・歯科)

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(マイナンバーカードの利用なし) **4点** → **6点**

・調剤管理料(調剤)

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(マイナンバーカードの利用なし) **3点**(6月に1回) → **4点**

(2) 再診時の加算の特例

施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対し、再診を行った場合における評価を設ける

・再診料

(新) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算3(マイナンバーカードの利用なし) **2点(1月に1回)**

(3) 加算要件の特例(オンライン請求の要件)

現行の加算は、オンライン請求を行っていることが要件となっているが、オンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨の届出を行っている保険医療機関・保険薬局は、令和5年12月31日までの間に限り、この要件を満たすものとみなす。

		現行の加算	特例措置(令和5年4~12月)
初診	マイナンバーカードを利用しない	4点	<u>6点</u>
	// 利用する	2点	2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	-	<u>2点</u>
	// 利用する場合	-	-
調剤	マイナンバーカードを利用しない	3点	<u>4点</u>
	// 利用する場合	1点	1点

医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置

(続き)

【医療機関・薬局に求められること】

今般の特例で新たに設定



初診時等における診療情報取得・活用体制の充実

再診時における診療情報取得・活用体制の充実

【施設基準】（初診時・再診時共通）

- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
 - ① オンライン請求を行っていること。
 - ② オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - ③ ②の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うこと（※）について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
- （*）①は今回の特例措置で、R5.12.31日までにオンライン請求を開始することを地方厚生局長等に届け出た場合には要件を満たしたものとみなす。

【算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。（通知）

（※）具体的の対応として問診票の標準的項目を規定（通知）

（※）再診時の具体の対応として、薬剤情報の確認や、その他必要に応じて健診情報等の確認を行う旨を規定予定（通知）

診療情報を取得・活用する効果（初診・調剤）

医療機関

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。
- ✓ 特定健診結果を診療上の判断や薬の選択等に生かすことができる。

問診票の標準的項目を新たに通知で示している

問診票（初診時）

- 今日の症状
- 過去の病気
- 他の医療機関の受診歴
- 処方されている薬
- 特定健診の受診歴
- アレルギーの有無
- 妊娠・授乳の有無
- ……

※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。

オン資により
確認可能

薬局

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬や相互作用の確認が可能になる。
- ✓ 特定健診の検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能になる。

診療情報を取得・活用する効果（再診）

医療機関

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。

再診時の確認等について通知で示す予定

再診時の確認事項

- ・ 薬剤情報
- ・ その他、必要に応じて健診情報等

1. まずは令和5年4月のオンライン資格確認の原則義務化に向けて、更なる導入の加速化を図ること。その上で、本経過措置は真にやむを得ない事情に限定して対象を明確化し、最小限に留めるものであるという前提の下、延長を行わないこと。契約を締結したがシステム整備未完了の場合の経過措置の適用に当たっては、保険医療機関及び保険薬局、システム事業者並びに導入支援事業者に対し、当該経過措置は期限を区切って更に導入を加速化することを目指したものであるという趣旨の周知徹底を図るとともに、更なる導入に向けた取組を行い、令和5年9月末までにシステム整備を完了させること。また、その他特に困難な事情がある場合については、具体例を明確化し、特に限定的に扱うこと。
2. 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る初診時・調剤時の追加的な加算、再診時の加算及び加算に係るオンライン請求要件の緩和並びに一般名処方、後発品使用体制に係る加算及び薬局における地域支援体制に係る加算の上乗せ措置については、オンライン資格確認に伴うマイナンバーカードを用いない場合の診療情報取得に係る医療機関等の負荷・手間を考慮し、オンライン資格確認等システムの導入・普及を徹底していく観点及び医薬品の供給が不安定な中、患者への適切な薬剤処方の実施や薬局の地域における協力を促進等していく観点から特例的に措置されているものであることを踏まえ、令和5年12月末までの措置とし、延長は行わないこと。また、オンライン請求の導入やその体制整備もあわせて強力に促進すること。
3. 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る評価の特例については、本年8月10日の附帯意見2に照らして、患者・国民の声の聴取と医療の質の向上の状況に係る調査・検証についてまだ行われていないとの指摘を踏まえ、同附帯意見2と合わせて、早急に患者・国民の声を丁寧かつ幅広く聴き、初診時・調剤時及び今回追加された再診時において、取得した医療情報の活用による医療の質の向上の状況等について十分に調査・検証を行うとともに、課題が把握された場合には速やかに中医協へ報告の上、対応を検討すること。
4. 医療情報・システム基盤整備体制充実加算が、創設後、短期間のうちに見直しが行われることを踏まえ、改めて、医療DXの基盤となるオンライン資格確認について、患者がマイナンバーカードを用いて医療機関等を受診することで、健康・医療情報に関する多くのデータに基づいた安心・安全でより良い医療を受けることが可能になるなど、様々なメリットがあることについて、広く患者・国民が理解し、実感できるよう、関係者が連携して周知等に取り組んでいくこと。

03

経過措置の届け出方法について



シカク君

オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置の 猶予届出に必要なこと（1/2）

- ご自身の医療機関・薬局が経過措置のどの事情に該当するか確認し、それぞれの猶予届出に必要な事項について確認してください。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、支払基金に原則医療機関等向けポータルサイトで、猶予届出を遅くとも令和5年3月31日までに提出してください。

やむを得ない事情

必要事項

(1)	<p>令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）</p>	<p>令和5年2月末まで</p> <ul style="list-style-type: none"> システム事業者と契約締結をしてください。 <p>令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> システム事業者にシステム整備が完了する見込みを確認し、猶予届出※を提出してください。 猶予届出の添付文書として、契約書や注文書の写しなど事業者と契約したことが確認できる書類をご用意ください。 <p>令和5年9月末まで</p> <ul style="list-style-type: none"> システム整備を完了し、オンライン資格確認の運用を開始してください。 医療機関等向けポータルサイトから運用開始日の登録をしてください。 （運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日を指します）
(2)	<p>オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）</p>	<p>令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 猶予届出※を提出してください。 <p>光回線の敷設</p> <p>オンライン資格確認に接続可能な光回線が整備されてから6か月後まで</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の運用を開始してください。 医療機関等向けポータルサイトから運用開始日の登録をしてください。 （運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日を指します） <p>※光回線の代替として、IP Sec+ IKEサービス提供事業者（インターネット接続方式）のご利用をシステムベンダともご相談いただき、ご検討ください。 （オンライン資格確認に対応しているインターネット回線については、「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」を参照ください）</p>
(3)	<p>訪問診療のみを提供する保険医療機関</p>	<p>令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 猶予届出※を提出してください。 <p>令和6年4月目途まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問診療のオンライン資格確認（居宅同意取得型）の運用を開始してください。 医療機関等向けポータルサイトから運用開始日の登録をしてください。 （運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日を指します）

※猶予届出については、次の資料「オンライン資格確認の導入の猶予届出提出について」をご確認ください。

オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置の 猶予届出に必要なこと (2/2)

やむを得ない事情

必要事項

(4)	改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局	<p>令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 猶予届出※を提出してください。 <p>改築工事完了/臨時施設終了</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の運用を開始してください。 医療機関等向けポータルサイトから運用開始日の登録をしてください。 (運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード(マイナンバーカード)を用いて電子資格確認(オンライン資格確認)ができる環境が整った後の最初の診療日を指します)
(5)	廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局	<p>令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年秋までの具体的な廃止・休止時期が決まっている施設については、猶予届出※を提出してください。 <p>令和6年秋まで</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の運用を開始してください。 医療機関等向けポータルサイトから運用開始日の登録をしてください。 (運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード(マイナンバーカード)を用いて電子資格確認(オンライン資格確認)ができる環境が整った後の最初の診療日を指します)
(6)	その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 <ul style="list-style-type: none"> 自然災害等により継続的に導入が困難となる場合 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合 (目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下である) その他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合 	<p>令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 猶予届出※を提出してください。 猶予届出の添付文書として、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類をご用意ください。 個々の事例について疑義が生じた場合には、医療機関等の所在地を所管する地方厚生(支)局を通じて厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課 保険データ企画室に照会してください。 <p>困難な事象の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の運用を開始してください。 医療機関等向けポータルサイトから運用開始日の登録をしてください。 (運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード(マイナンバーカード)を用いて電子資格確認(オンライン資格確認)ができる環境が整った後の最初の診療日を指します)

※猶予届出については、次の資料「オンライン資格確認の導入の猶予届出提出について」をご確認ください。

オンライン資格確認の導入の猶予届出提出について

- 経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、医療機関等向けポータルサイトから猶予届出を**令和5年3月31日まで**に提出してください。

1. 医療機関等向けポータルサイトトップページの「既にアカウントをお持ちの方はログイン」からログインしてください。
※猶予届出には、医療機関等向けポータルサイトのアカウント登録が必要です。アカウント登録がお済みでない場合、2月3日以降に送付いたしますアカウント登録のご案内をご覧くださいアカウントの登録をお願いします。



2. ログイン後、マイページから「オンライン資格確認導入の猶予届出」をクリックしてください。



3. 猶予類型を選択し、選択した猶予類型に応じた必要事項を入力してください。



※猶予届出の記載事項詳細は「オンライン資格確認の導入の猶予届出（医療機関等向けポータルサイトフォームでの届出）」をご確認ください。

医療機関等向けポータルサイト
フォームでの届出

04

よくあるご質問



シカク君

＜猶予届出類型第1号について＞

**システム事業者が混みあっていて現地調査ができず、
見積もりがとれない等の理由で、契約の書類が用意
できない場合はどうしたらよいか？**

＜閉院予定の場合について＞

支払基金のコールセンターに閉院予定であることを伝え
ているが、改めて猶予届出を行う必要はあるか。

＜添付書類について＞

経過措置1号、6号における、添付書類はどの書類を出せばよいかを教えてください。

＜補助金の申請期限＞

経過措置となった場合、補助金の申請期限はいつとなるのか。

オンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページをご確認ください

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

音声読みあげ ふりがな 表示色 A A A 文字サイズ 小 中 大

サイト内検索 Q キーワードを入力 検索

オンライン資格確認ってなに？	アカウント登録される方	利用申請・補助申請される方	よくあるお問い合わせ	各種資料ダウンロード
----------------	-------------	---------------	------------	------------

オンライン資格確認利用・補助申請をするには、アカウント登録が必要です。

オンライン資格確認利用・補助申請は、専用ページにてお手続きください。

初めてご利用になる方 (アカウント登録)

すでにアカウントをお持ちの方はログイン

送予届出はこちら

義務化/経過措置

に関する重要なお知らせ

詳しい情報はこちら ➡

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

音声読みあげ ふりがな 表示色 A A A 文字サイズ 小 中 大

サイト内検索 Q キーワードを入力 検索

オンライン資格確認ってなに？	アカウント登録される方	利用申請・補助申請される方	よくあるお問い合わせ	各種資料ダウンロード
----------------	-------------	---------------	------------	------------

トップページ > 令和5年4月からオンライン資格確認導入が原則として義務付けられます

令和5年4月からオンライン資格確認導入が原則として義務付けられます

オンライン資格確認の原則義務化の経過措置について掲載しています。
(中央社会保険医療協議会 総会 (第535回) 資料より抜粋)
[こちらをクリック](#)

※令和4年12月23日(金)の中医協答申の附帯意見において、本経過措置は真にやむを得ない事情に限定して対象を明確化し、最小限に留めるものとされていることから、引き続き、システム事業者との調整や導入作業のご対応をできるだけ早期に願います。